

仕 様 書

1 件名

佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化に関する調査等業務

2 目的

本市の人口は平成 22 年（2010 年）をピークに減少に転じており、人口減少問題に対峙する中で、新たな人の流れを生み出す手段のひとつとして「生涯活躍のまち」が有効であると考え、本年 7 月から有識者による検討を進め、10 月末に「佐久市生涯活躍のまち構想」を策定し、「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込んだ。

この構想では、本市の地域特性を生かし、地域病院を中心とした「医療連携・健康づくり推進型生涯活躍のまち」をコンセプトに掲げ、東京圏に住むアクティブシニアが自らの希望に応じて移住し、地域の仕事や社会活動、生涯学習などの活動に積極的に参加し、多世代と交流しながら継続的なケア体制を確保することで、移住・交流を一層促進し、地域の活性化を図ろうとするものである。

本業務では、本市の地域特性や地方創生に関する取り組み、国の「生涯活躍のまち構想」を踏まえ、東京圏での情報発信とニーズ調査、受け入れ側の協力体制づくり、事業形態、運営体制の検討等を行い、事業化による人口減少対策や地域経済の活性化等への効果等を整理することで、臼田地区での事業化に向けた基本計画を策定する。

3 委託期間

契約の日から平成 28 年 3 月 25 日

4 委託内容

本業務は、佐久市生涯活躍のまち構想に基づき臼田地区における事業化を検討するに当たり、地域の合意形成と主体性の醸成はもとより、東京圏における情報発信、移住対象者ニーズの調査、マーケティング等を一元的に行うことにより事業性の確度を担保することを主眼とした調査等を行うものであり、委託業務内容は以下に掲げるものとする。

(1) 生涯活躍のまち実現のために必要な地域の魅力づくり

- ・事業化検討に必要な基礎的データの整理を行う。
- ・先進事例調査、市民ヒアリング、市民意見交換会等から地域の魅力づくりの調査をした上で、地域住民、移住者側それぞれの課題等の整理を行うと共に、選ばれる理由の先鋭化を行う。
- ・地域にマッチした事業形態を検討した上で、候補地の調査と運営体制の想定等を行う。
- ・臼田地区における展開及び市域への展望を行う。

(2) 移住対象者への地域の魅力提供とニーズ調査

- ・東京圏において情報発信、移住ニーズ調査等を一元的に行う移住促進拠点等に出展することにより移住希望者を把握し、多面的、多角的な情報分析を行う。また、

信頼性の高いマーケティング等を行い、結果を地域の魅力へフィードバックさせるなどした事業性の検討を行う。

(3) 担い手会議の運営

・移住希望者と地域住民を結ぶ地域コーディネーターを配置することにより地域住民の主体性を喚起し、地域のメリット訴求による合意形成と移住者視点に立った地域の魅力づくり、メニューづくりを行う。

(4) 調査等結果の分析

(5) 臼田地区生涯活躍のまち事業化基本計画を策定

5 業務委託完了後の提出書類等

(1) 基本計画書 15部 (A4版、カラー刷り)

(2) 基本計画書概要版 15部 (A4版、カラー刷り)

(3) 基本計画書、基本計画書概要版電子データ 一式

(4) 上記のほか、受託者が委託業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、佐久市が必要と認めたもの。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 制作物が他者の著作権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本業務に関する著作権や著作権は原則として全て佐久市に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、佐久市は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

7 その他

(1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。

(2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、佐久市と連絡調整を行うこと。

(3) 受託業務の実施に当たっては、佐久市役所等において打合せを行うこと。

(4) 本仕様書に定めない事項等については、佐久市と受託者が協議して決定する。